資料２

最近の児童行政の動向について

平成１９年８月２１日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【　目次　】

○　「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定について　Ｐ１

○　児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）　Ｐ７

○　子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（概要）　Ｐ１３

○　子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（全文）　Ｐ１９

○　少年法等の改正について　Ｐ９５

○　認定こども園制度について　Ｐ９７

○　保育所保育指針の概要について　Ｐ１０１

○　放課後子どもプランについて　Ｐ１０７

○　児童手当法の一部を改正する法律の概要　Ｐ１１１

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

○ 2005年、人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録

○ 将来推計人口（平成18年12月推計）によると、今後、一層少子・高齢化が進むとの見通し

○ 結婚、出生行動に対する国民の希望が一定程度叶えば、合計特殊出生率は1.75程度まで改善される余地

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

○基本的な考え方：「すべての子ども、すべての家族を大切に」

2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図り、

・「結婚したいけどできない」という若い人、「子どもを生みたいが躊躇する」という若い家族を支え、

・どのような厳しい状況に置かれていても、この社会に生まれたすべての子どもたちが希望を持って人生を歩んでいけるよう、

すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みなで支援する国民総参加の子育てに優しい社会づくりを目指す。

重点戦略の検討体制とスケジュール

少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣、全閣僚で構成）

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議
（議長：内閣官房長官、関係閣僚9名と有識者7名で構成）

関係閣僚：官房長官、少子化担当大臣、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

基本戦略分科会

- 経済支援の在り方（子育て支援税制・現金給付）
- 働き方の改革を踏まえた子育て期の所得保障の在り方
- 子育て支援策の財源
- 制度的枠組みの再構築

等

働き方の改革分科会

- 家族が共に過ごす時間が持てるワークライフバランス、子育てしながら働き続けられる多様で柔軟な働き方の実現
- 若者の社会的・経済的自立を支援し、能力・才能を高めていくための人材力強化
- 社会的責任を果たす企業の取組の促進と意識改革　等

地域・家族の再生分科会

- 子育て家庭を支える地域づくり（孤立化防止、地域の子育て支援拠点の整備、意識改革など）
- 働き方の改革に対応した子育て支援サービスの見直し
- 児童虐待対策、母子家庭・要援護児童支援など、困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化　等

点検・評価分科会

- 「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体、事業主の次世代育成支援に係る行動計画のフォローアップ、運用改善
- 行動計画の数値目標（都道府県、市町村）見直しに向けた検討

等

平成19年2月に発足、3月から5月にかけて各分科会を3～5回開催

↓

平成19年6月に「重点戦略の策定に向けての基本的な考え方」を中間報告
経済財政諮問会議に報告し、基本方針（骨太の方針）2007に反映

↓

具体的施策についての検討を進め、税制改正等の議論も見極めつつ、
19年末を目途に重点戦略の全体像のとりまとめ

「重点戦略の策定に向けての基本的な考え方」（中間報告）の全体像

中間報告の位置付け：重点戦略策定に向けての基本的な考え方を中間的に整理したもの。
今後、19年末を目途に、具体的施策についての検討を進め、税制改正等の議論を見極めつつ、重点戦略の全体像をとりまとめ

1　基本認識

○ 更なる少子化の進行とその原因・背景
○ 今後の人口構造の変化を展望した戦略的対応の必要性
○ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の重要性

2　諸外国の家族政策の教訓、これまでの我が国の少子化対策の評価と課題

○ 近年の諸外国の家族政策の基本方向の分析・評価
○ 我が国の少子化対策の課題

3　重点戦略策定の方向性

○ 働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現
○ 包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築
○ 税制・他の社会保障制度での対応を含めた総合的な対応
○ 地域の実情に応じた施策展開
○ 少子化対策への効果的な財政投入
○ 施策の実効性の担保 ― 効果的かつ計画的な施策の遂行

「経済財政改革の基本方針2007」に盛り込まれた少子化対策の推進（重点戦略の策定）の基本的な考え方

働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの推進	○ 今後の人口減少社会における子育て世代の就業促進等による労働力確保と、結婚や出産に関する国民の希望の実現による出生率回復の要請 ○ これらを同時に満たすため、「憲章」及び「行動指針」を策定し、社会全体で、ワーク・ライフ・バランスを推進
包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築	○ 3歳未満児に対する家庭的保育（保育ママ）を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充、地域の子育て支援サービスの面的整備を進めるなど、多様な働き方・ライフスタイルに対応 ○ 育児休業から保育への円滑な移行など利用者本位の切れ目のない支援を提供できる包括的な制度的枠組みを構築 ○ 児童虐待や障害など困難な状況にある子どもや家族に対する支援を強化
施策の有効性の点検・評価	○ 利用者の視点に立って施策の有効性を点検評価するための手法を開発 ○ 数値目標の見直しを含む「子ども・子育て応援プラン」の改定等を進め、効果的かつ計画的に施策を遂行
少子化対策の財源の検討	○ 有効な少子化対策の実施のためには、一定規模の効果的な財政投入の検討も必要、税制改革や社会保障制度改革の中で総合的に検討を進める必要 ○ 次世代の負担によって費用を賄うことのないよう、現時点で手当 ○ 個別施策の実効性や現物給付・現金給付のバランスに配慮しつつ、実効ある持続可能な家族政策のための財源規模や負担の在り方について、税制改革の議論と並行して国民的議論

包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築

多様な子育て支援のニーズ

就労等の間の子どもの発達を支える保育

家庭における子育ての支援

- 子育てに関する不安や悩みの相談機能
- 身近な場所に、育児相談・親子の交流の場
- 用事や育児疲れ解消のための一時保育の場
- 勤務時間に応じた柔軟な保育サービス
- 育児休業等とつながる円滑な保育所への入所

地域子育て支援の基本メニューの面的な展開

① すべての子育て家庭に対する「全戸訪問」
② 子育て中の誰もが利用できる「地域子育て支援拠点」
③ 専業主婦(夫)や育児休業中の者のニーズにも対応する「一時預かり」
④ 特に困難な状況を抱える家庭に対する「訪問支援」などの継続的な支援

多様で弾力的な保育サービス

・家庭的保育(保育ママ)の充実、仕組みの検討
・事業所内保育施設の地域での活用

保育所における保育

事業所内保育施設

ファミリー・サポート・センター

児童虐待や障害など特に困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組の強化

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

前回（平成16年）の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図るための所要の見直しを行う。（平成20年4月施行）

1　児童の安全確認等のための立入調査等の強化

○　児童相談所等は、虐待通報を受けたときは、速やかに安全確認のための措置を講ずるものとすること。

○　市町村等は、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知するものとすること。

○　児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化すること。

○　従来の立入調査のスキームに加え、都道府県知事が立入調査を実施し、かつ、重ねての出頭要求を行っても、保護者がこれに応じない場合に限り、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を可能とすること。

○　立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げるものとすること。（30万円以下→50万円以下）

2　保護者に対する面会・通信等の制限の強化

○　一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信等を制限できるようにすること。

○　裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合であって、特に必要があるときは、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかいを禁止できることとし、当該禁止命令の違反につき罰則を設けること。

3　保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

○　児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとすること。

○　施設入所等の措置を解除しようとする際には、保護者に対する指導の効果等を勘案するものとすること。

4　その他

○　法律の目的に、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記すること。

○　国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例の分析を行うこととすること。

○　地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会の設置に努めなければならないものとすること。

など

児童の安全確認・保護のプロセス

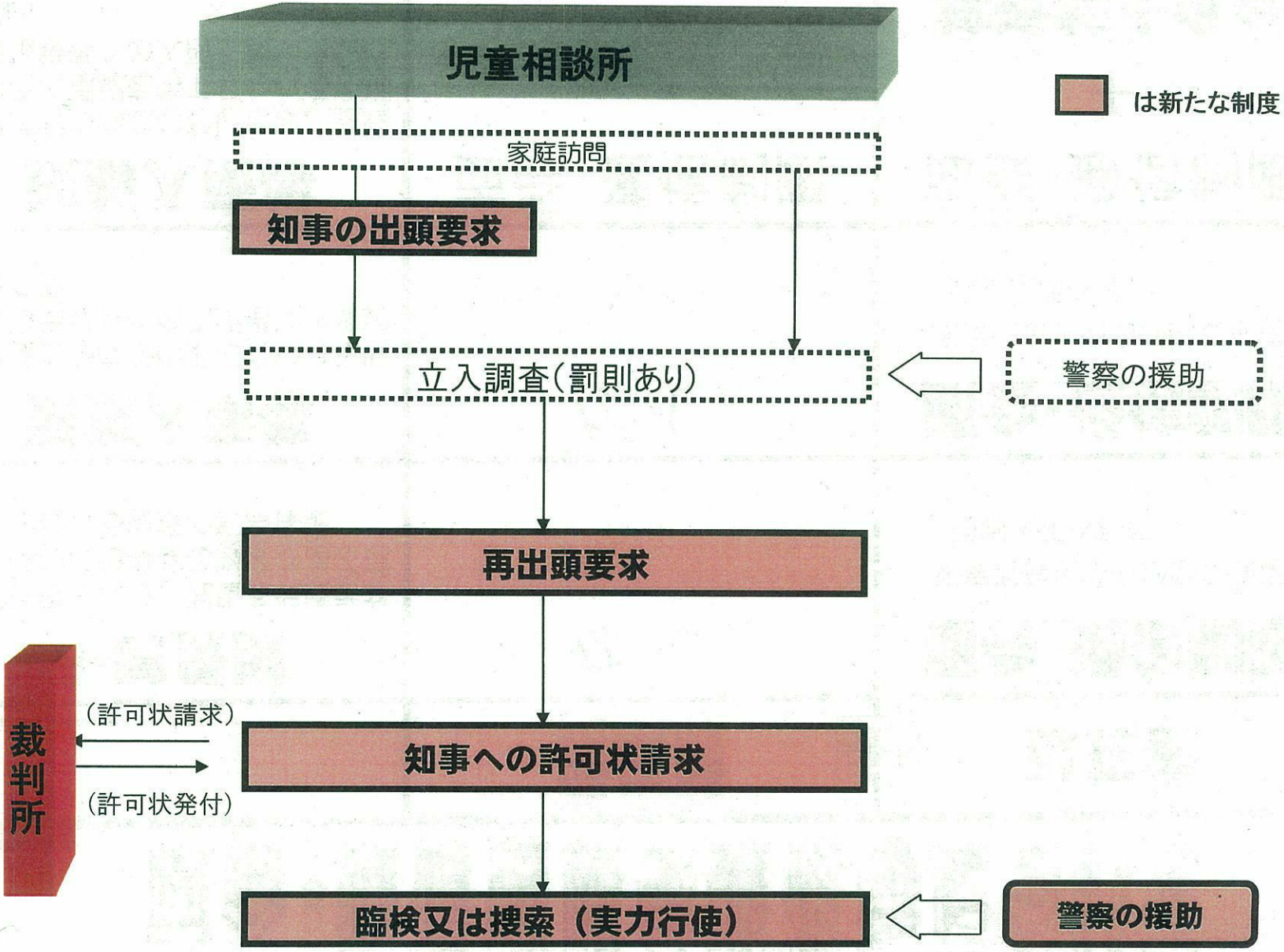

面会・通信制限の強化等について

	改正前	改正後
一時保護 ・虐待等により、児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合に行われる児童の緊急保護	なし	**面会・通信制限** ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
同意入所等 ・保護者の同意の下に行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	なし	**面会・通信制限** ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
強制入所等 ・保護者の同意のないまま、家庭裁判所の承認を得て行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	面会・通信制限	面会・通信制限 ＋ **接近禁止命令** **（罰則あり）**

児童虐待防止対策の強化について

	法改正による対応	法改正以外による対応（ ○：予算等　●：運用見直し）
発生予防		○　生後４か月までの全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん事業」）の創設 ○　地域子育て支援拠点の拡充
早期発見・早期対応	**[安全確認等の強化]** ・　虐待通報を受けた際の児童相談所等の安全確認の義務化 ・　市町村等が立入調査・一時保護の実施が適当と判断した場合の児童相談所長等への通知を制度化 ・　安全確認に関する保護者に対する出頭要求の制度化 ・　立入調査を拒否、かつ、重ねての出頭要求に応じない場合の開錠等を伴う立入調査の創設 ・　立入調査拒否の罰金額引き上げ（30万円以下→50万円以下） ・　国及び地方公共団体が重大な虐待事例の分析を行うことを義務化 **[市町村の機能強化]** ・　要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）設置の努力義務化 **[情報共有の徹底]** ・　地方公共団体間で児童虐待に関連する必要な情報を利用提供できる旨を明確化	**[通告受理、安全確認等の基本ルールの徹底]** ●　虐待情報は全て通告として受理・記録し、緊急受理会議を開催する旨を徹底 ●　48時間以内に直接目視での安全確認を実施するようルール化 ●　きょうだい事例はハイリスクケースとして、積極的対応を講じる旨を明確化 ●　児童相談所が担当する在宅虐待事例は全て定期的に状況を会議で検討 **[児童相談所の体制整備]** ○　児童福祉司の充実（人口170万人規模で25人→28人） ○　一時保護所の充実（一時保護施設等緊急整備計画） **[市町村の機能強化]** ○　都道府県が児童相談所OB等を地域協議会へ派遣・配置 ○　地域協議会の機能強化等のための地方財政措置の充実 **[情報共有の徹底]** ●　児童相談所による地域協議会への必要な情報提供の義務化 ●　地域協議会において、全ての虐待事例の進行管理台帳を作成し、状況等を定期に確認する仕組みを導入
保護・支援	**[面会通信制限等の強化]** ・　保護者への面会通信制限を一時保護等にも拡大 ・　強制入所措置を行った場合の保護者に対する児童への接近禁止命令（罰則付き）の創設 **[保護者が指導に従わない場合の措置の明確化]** ・　保護者指導に係る勧告に従わない場合において、一時保護、施設入所措置、親権喪失宣告の請求等を行うことを明確化 **[児童相談所長による親権の行使]** ・　児童相談所長が、未成年後見人が選任される等までの間、親権を行使できる制度を創設	**[施設退所後の支援]** ○　施設を退所する児童の就職、住居の賃借の際の施設長による身元保証制度を創設

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（概要）

社会保障審議会児童部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
第3次報告（平成19年6月22日）

検証方法

○ 平成17年中に子ども虐待による死亡事例として把握された70例（86人）について、心中以外の事例51例（56人）、心中事例19例（30人）それぞれについて分析

結果

1 年齢 －0歳児の死亡割合は約4割の水準－

○ 心中以外の事例では、0歳が最も多く、約4割となっている。
（0歳児の死亡数に占める割合：H16年46.0%（23人）、H17年38.5%（20人））

2 動機 －望まない妊娠は低年齢児の死亡リスクの大きな要因－

○ 心中以外の事例の3歳未満では、望まない妊娠が25.0%、子どもがなつかないなどや保護を怠ったことがともに20.0%。

3 妊娠期の問題 －母親自身が何らかの葛藤を有している可能性があるケースが約2割－

○ 心中以外の事例の妊娠期の問題について、母子健康手帳未発行、望まない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健診未受診の3つのいずれかがあった子どもは17.9%（10人）。

4　地域社会との接触　－地域社会との接触が乏しい事例が約7割－

○　心中以外の事例では、平成16年の検証結果と同様に、地域社会との接触がほとんどないもしくは乏しいと考えられる家庭の割合が高く、69.5%（16例）となっていた（心中事例では15.8%：3例）。

5　関係機関の関与

①　児童相談所の関与　－関与事例の割合が減少

○　心中以外の事例に関し、児童相談所の関与している割合は、H15年50.0%、H16年31.3%、H17年19.6%と減少。しかし、児童相談所の関与事例（10例）のうち、4例は児童相談所として虐待とは判断せず、2例も一部の者のみが虐待と認識し、組織全体として認識を持っていなかった。

②　児童相談所以外の関係機関の関与－適切なリスク判断と児童相談所との連携が課題－

○　関係機関との接点はあったが家庭への支援の必要性はないと判断していた事例は、H15年25.0%、H16年27.1%、H17年45.1%と増加傾向。

6　児童相談所による安全確認　－アセスメントの強化と適切な措置の実施が必要－

○　児童相談所が関与した10例のうち、最終安全確認の時期が死亡前1か月以内の事例が70%。

7　心中事例　－事例収集や分析が必要－

○　こども虐待の観点からの心中事例の検討はほとんどなされていないのが現状であり、心中事例の収集や分析を行い、対策の検討を進めることが必要。

報告事例により明らかとなった課題に対する提言

提言１　関係機関の連携

○　地域の実情に応じ、医療機関からの保健機関等への情報提供や相互の連携強化のための地域保健医療連携システムを構築

○　出生前後を問わず特に支援が必要なケースについて、要保護児童対策地域協議会の場等で対応を検討

○　対象ケースが生活保護世帯等であって必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の調整機関においてケース検討会議等の場を活用し、関係機関等との間で密接に情報を交換・共有

提言２　妊娠・出産期の相談支援

○　妊娠・出産についての悩みを抱える女性への相談支援の取組や、育児に関する悩みを抱えている保護者に養護相談を実施している児童相談所等を広く周知

○　出産後は、本年度スタートした「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、ハイリスクの者を早期に把握し、必要に応じて「育児支援家庭訪問事業」により適切な支援を実施

提言3　精神障害・産後うつへの対応

○　産後うつ等のハイリスクの者を早期に把握するため、「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」が全市町村で実施されるよう普及。育児支援家庭訪問事業との一本化を図り、適切に継続支援につなげるシステムを構築

○　精神疾患のある保護者等への適切な対応のため、地域の実情に応じ、児童相談所への保健師配置、保健所等の体制強化を検討

○　課題1の「地域保健医療連携システム」で精神的問題を抱えるケースも対応できる体制となるよう検討

提言4　安全確認・リスクアセスメント

○　虐待対応において直接目視による安全確認を行うとともに、安全確認を行う時間ルールの設定や、これを48時間以内とすることが望ましい旨を徹底

○　家庭訪問により居室内での養育環境の調査の実施を基本とし、自治体ごとに、アセスメントの標準的な様式や手順を定めるとともに、リスクアセスメントは自ら調査を行い判断するよう周知徹底

提言5　心中事例への対応

○　心中を子ども虐待の特殊な形として位置づけ、未遂事例を含めて把握を行うとともに事例分析を行い、子どもの安全確保の観点から講じられるべき対策を中心に、対応の在り方を検討

○　特に、過去に心中未遂のあった事例についてハイリスク・ケースとしての対応が必要であることを周知徹底

提言6　親子分離後の対応

○　一時帰宅を含め施設入所等の措置解除の基準が不明確であるため、家庭復帰後のフォローアップのあり方を含めて当該基準を明確化し、措置解除の際のチェックリストを作成

○　その前提として、アセスメントと具体的な援助指針作成の励行及びその内容の向上を図るとともに、入所中の保護者指導の効果の判定方法を検討

○　要保護児童対策地域協議会は、在宅ケースだけでなく施設入所中のケースも対象とし、その際、保健機関も積極的に関与するよう周知徹底

提言7　転居ケースへの対応

○　児童相談所が関与しているケースで、保護者等が転居する場合、転居先を所管する児童相談所にケース移管する際のルールを明確化

提言8　残されたきょうだいへの対応

○　きょうだいが虐待により死亡した子どもについて、児童相談所は、きょうだいの死亡後一定期間定期的に安全確認を実施

地方公共団体における検証の基本的考え方について

1　実施主体

○　都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。）が実施。関係する市町村は当該検証作業に参加・協力。

2　検証組織

○　都道府県児童福祉審議会の下に部会等を設置。

3　検証委員の構成

○　検証委員は外部の者で構成。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や警察の関係者の参加を求める。

4　検証対象の範囲

○　検証の対象は、都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）全て。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象に。

5　検証方法

○　検証組織は、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を実施。また、調査結果に基づき、体制面の課題、運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討。